

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 16 日

各務原市内介護保険サービス事業所等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について（周知）

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、厚生労働省より別添のとおり連絡がございました。添付文書内別添 1 の加算の算定を検討している事業所におかれましては、LIFE への利用申請手続き、データ入力及びフィードバック機能の利用が必要ですので、別添文書をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書

- ・介護保険最新情報 Vol.931
 - ①「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について
 - ②「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について（その 2）

2 留意事項

令和 3 年 4 月前半に LIFE の利用を開始する場合は、令和 3 年 3 月 25 日までに利用申請を行う必要があります。また、令和 3 年 3 月までに CHASE 又は VISIT のいずれかを利用している場合は、ご利用中の ID・パスワードを 4 月以降、引き続き利用することができます（CHASE 及び VISIT の両方を利用している場合は、CHASE の ID・パスワードが引き続き利用可能です）。

3 参考

- ・令和 3 年 4 月 1 日介護報酬改定に伴う科学的介護情報システム（LIFE）の活用について（周知）
- ・令和 3 年 4 月 1 日以降 科学的介護情報システム（LIFE）の活用等が要件として含まれる加算一覧

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp